

RO2.5月改定 受付印

事務長	室長	主務	係員

デンソー健康保険組合 御中

健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書

必ず網掛け部分をお読みになり、✓下さい

各項目の記入については健康保険被保険者証を確認し、必ず注意事項をよくお読みになりお申込み下さい。

チェック欄→ 私は『任意継続をする場合の注意事項』をよく読み申込みしました。
 チェック欄→ 私は資格喪失日欄に、退職日の翌日を記入しました。(必要に応じ、人事窓口へ問い合わせください)

健康保険被保険者証	記号	番号	任意継続被保険者証	90-
会社名	フリガナ			
フリガナ	印			
資格取得日	S R	年 月 日	資格喪失日 (退職日の翌日)	R
退職後住所 電話番号	郵便局の指定は出来ません。尚、被保険者ご本人名義の口座に限りませ			任意継続の資格取得日となりますので、必ず正しい日にちをご記入下さい。
振込先	銀行・信用金庫・信託			←平日の昼間に通じる電話番号をご記入下さい
被扶養者	継続のみ	任意継続の加入にあたり、被扶養者の追加や削除は、別途異動届にて申請が必要となりますので、増減がある場合は必ず申請を行って下さい	収入の有無	←右詰めでご記入下さい
届	継続	男女	同居 別居	年間収入換算額
が	継続	男女	同居 別居	円/年
記	継続	男女	同居 別居	円/年
入	以下、納付方法から1つ選択し、希望するものに <input checked="" type="checkbox"/> をお付け下さい。			
料	※実際、口座引落が始まるのは、4ヶ月目～となります。★初回3ヶ月分はご自身でお振込み下さい			
納	<input type="checkbox"/> ①初回3ヶ月分を一括で振込む → 4ヶ月目～口座引落			
付	<input type="checkbox"/> ②初回3ヶ月分を分割で振込む → "			
方	※前納は保険料の割引があります 【目安】6ヶ月間で月額約1% 12ヶ月間で月額約2%			
こ	<input type="checkbox"/> ③半期前納→半期分を一括で振込む (加入年度の9月まで)			
ろ	<input type="checkbox"/> ④全期前納→全期分を一括で振込む (加入年度の3月まで)			
法	納付された保険料は、以下に該当するときのみ還付(返金)出来ます			
	①被保険者本人が再就職により新たに社会保険を取得された時 ②被保険者本人が死亡した時			
	③被保険者本人が後期高齢者制度に加入された時			

* 保険証取得までの流れ *

- ①資格取得申請書・封筒2枚(ご自身の自宅住所と名前を記入)・引落希望の場合の預金口座振替依頼書(複写式)を記入し、各事業所窓口もしくは、健保へ提出
- ②健保が内容を確認し、受理通知(保険料のお知らせ)と納付書を作成し1枚目の封筒を使用し、ご本人へ郵送
↓
※ご本人への郵送時期は資格喪失日の1w前もしくは、資格喪失日が月初の方は、前月末頃となります。
- ③保険料を銀行窓口もしくはATMから納付
- ④納付された当日もしくは翌日に入金が確認でき次第保険証を発行
- ⑤ご本人へ、2枚目の封筒を使用し簡易書留にて郵送(1W前後)
- ⑥任意継続の資格取得日以降、古い保険証をデンソー健康保険組合宛てに返納下さい

【③】7/1に任意継続を取得し、半期前納の場合…
 納付する保険料＝
 7月の基本の保険料+8.9月の2か月分の割引が利いた保険料
 【④】7/1に任意継続を取得し、全期前納の場合…
 納付する保険料＝
 7月の基本の保険料+8～翌年3月までの割引が利いた保険料となります。
 前納される期間が長いほど割引率は上がります(最長12ヶ月)
 ※預金口座振替依頼書(複写式)は不要ですので、白紙のまままでご返却下さい

健康保険組合使用欄	退職時/任継標準報酬月	／	(千円/月)	口座振替開始年月	年 月 分～
	初回分(基本)保険料月	月～	月 分	前納納付期間	年 月～ 年 月
	基本健康保険料	円		前納分保険料	円
	保険料納付期限①	R	年 月 日	保険料合計	円
	保険料納付期限②	R	年 月 日	保険証発行確認欄	
	保険料納付期限③	R	年 月 日		